

統計委員会 国民経済計算部会  
第2回 財政・金融専門委員会 議事要旨

1. 日時 平成21年7月31日(金) 15:00～17:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室(2階 226号室)

3. 出席者

(委員)

藤井委員長、中村臨時委員、岩本専門委員、関川専門委員

(審議協力者)

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

(事務局)

中藤経済社会総合研究所次長、私市総括政策研究官

豊田国民経済計算部長、乾統計委員会担当室長

増淵上席主任研究官、長谷川企画調査課長、二村国民支出課長

4. 議事

(1) 公的部門分類の見直しについて

(2) その他

5. 配布資料

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 資料1 | 公的部門の分類基準の見直しについて(論点整理)  |
| 資料2 | 分類基準の見直しによる公的部門分類の変化     |
| 参考1 | 各種国際基準からの関連箇所の抜粋         |
| 参考2 | 我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類基準 |
| 参考3 | 主要国における部門分類に関する実務上の考え方   |
| 参考4 | 関川委員提出資料                 |

## 6. 議事要旨

### 【議題1について】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年3月 13 日閣議決定)に盛り込まれている公的部門の分類基準の見直しについて、論点と併せて見直しの方向性を示すとともに、基準見直しによって政府諸機関の部門分類がどのように変わるかシミュレーションした結果を事務局より説明。(資料1～2)

それに関して以下の議論があった。

#### <総論>

- SNA 統計は、各国比較や国内の他の業務統計等との比較ができるという点が重要だと思っているが、今回の分類基準の見直しによって、これまでの独特の基準が見直されるという点で評価できる。
- 各機関の分類は基準に則って行うことでよいと思うが、シミュレーション結果をみると大きく変更されすぎているという気もする。
- 公的部門、民間部門の区分については、わが国は従来他国に比べて範囲を限定する方向であった。08SNAにおいて、詳細な指標が出されているが、各国の裁量に任されているところもあるのでそれらの指標を限定的に利用すれば従来との劇的な変化は免れるのではないか。

#### <市場性の有無の判断について>

- シミュレーション結果を見ると、これまで公的金融機関であったものが中央政府になってしまうケースが多く見られる。市場性の判断に「50%ルール」(売上高が生産費用の50%を上回っているか否か)を適用した結果と思われるが、ESAのマニュアルには、「主に金融活動に従事するものを公的金融機関にする」という考え方もあり、こうした考え方を適用することも検討してはどうか。「50%ルール」適用の期間についても3年と一律に決めてよいのか。
- 金融機関の売上のとらえ方で部門分類の結果が異なってしまうケースがあるので再検討したい。
- 「50%ルール」といっても、多くは初めの制度設計で結論が出ているものが多い。ボーダーライン上にくるのは、そもそも独立採算で設計されていた組織が補助金を受け入れざるを得なくなったケースや制度変更がもたらしたものなどがある。これらについては、「50%ルール」を一律に適用することで整合性はとれると思うが、やや大きな変更となり過ぎている感もあり、時系列で見る必要もあるのではないか。

- シミュレーション結果によれば、「日本高速道路保有・債務返済機構」の分類が中央政府から公的金融へ変更されている点について、リースではなく、PPP (Public-Private-Partnership) という考え方をしてもいいのではないか。
- 今回のシミュレーションでは道路資産をファイナンスリースとして貸しつけ、それを売上として計上した結果である。

<社会保障基金について>

- OECD Social Expenditure Database (SOCX)の”PUBLIC”の概念・考え方を利用すれば、効率的であるし、国際的な比較可能性も高まり有益ではないか。
- そうした考え方もあるので検討したい。

<一時国有化のケースについて>

- 一時国有化(民間企業が政府から資本注入を受け、一時的に公的管理(国有状態)下に置かれた場合)の部門分類について、政府支配が確立した時点で当該企業の部門分類を公的企業に移すことにしてよいか疑問。分類の継続性、安定性をも大事ではないか。
- 会計原則において「一時」といった場合は、「一年以内の売却がすでに決定している場合」など限定されている。統計において「一時」を考える場合も広く解釈すべきではない。
- 統計のユーザーは、財務諸表のユーザーよりも長いスパンでデータを利用するであろうから、分類を短期的に変更するのは望ましくないのではないか。
- 一時国有化のケースはそれに関する法制度も異なるため、イギリスと単純に比較できないのではないか。もう少し調べた方がいい。

<勘定毎の区分について>

- 食料安定供給特別会計の業務勘定については、付随単位とする方がよいのではないか。
- 例えば食料安定供給特別会計では、米管理勘定と麦管理勘定が異なる部門分類となるようであるが、勘定を分割するか、一括するか両方の考え方があっていいのではないか。
- 特別会計の統合により勘定が増えていることもあり、勘定は分割した方がいいのではないか。
- 勘定をどこまで分けるかは検討したい。

<部門分類の対象範囲について>

- 実務上の理由により対象範囲を限定するようであるが、地方分の連結財務諸表が21年度から公表されるようであるし、こうした情報を使ってはどうか。
  - 国の財務書類が公表されたが、対象範囲がSNAと異なっているようである。範囲の比較・合わせる努力も検討してほしい。
- 公表されたデータの内容等を精査し、利用できるものは利用したい。

【議題2について】

関川委員から提出資料についての説明があった。(参考4)

(以上)

※なお、本議事要旨は速報版のため事後修正の可能性があります。